

改正著作権法第 47 条の 5 第 1 項第 3 号に基づく 政令のニーズに関する審議の経過

1. 提案団体からのヒアリング

(1) 10 月 29 日 (月) 法制・基本問題小委員会

提案団体のうち、4 団体分 (計 12 件のニーズ) についてヒアリングを実施。2 団体については提案団体からの説明を受けて質疑応答を実施し、2 団体については欠席のため、事務局から代わりに説明。

(2) 11 月 9 日 (金) 法制・基本問題小委員会

提案団体のうち、2 団体分 (計 10 件のニーズ) についてヒアリングを実施。提案団体からの説明を受けて質疑応答を実施。

2. 委員間での議論

(1) 10 月 29 日 (月) 法制・基本問題小委員会

- 4 団体分 (計 12 件のニーズ) のヒアリング結果を踏まえ、各ニーズについて、政令の制定の可否を検討。
- このうち 1 件 (以下「ニーズ A」という。) を除く 11 件のニーズについては、①所在検索サービス (第 1 号) 又は情報解析サービス (第 2 号) に該当し得ること、②「各号に掲げる行為に付随して著作物を利用すること」(以下「付随性要件」という。) を充足しないことが明らかであることから、政令の制定は行わないとの共通認識が得られた。
- ニーズ A については、付随性要件の充足性を巡って委員間で多様な意見があったほか、むしろ、現行規定 (第 30 条の 2 等) の適用可能性やその改正を含めた立法的対応を検討すべき等の意見があり、次回、引き続き議論を行うこととなった。

(2) 11 月 9 日 (金) 法制・基本問題小委員会

- 2 団体分 (計 10 件のニーズ) のヒアリング結果を踏まえ、各ニーズについて政令の制定の可否を検討。このうち、1 件 (ニーズ A と同内容。以下「ニーズ A'」という。) を除く 9 件のニーズについては、①所在検索サービス (第 1 号) 又は情報解析サービス (第 2 号) に該当し得ること、②付随性要件を充足しないことが明らかであることから、政令の制定は行わないとの共通認識が得られた。
- ニーズ A 及びニーズ A' については、事務局の作成資料 (前回の小委員会における議論を踏まえた対応について) を踏まえ、委員間で再度議論を行った。前回と同様、付随性要件の充足性を巡って委員間で多様な意見があり、疑義が相当程度あるという状況は解消されなかった。このような状況を受け、政令の制定は行わず、現行規定 (第 30 条の 2 等) の適用可能性やその改正を含めた立法的対応を検討することで、意見の一致を見た。

3. 提案団体への通知

上記の検討結果を受け、11 月 14 日 (水)、文化庁著作権課から提案団体 (6 団体) に対し、結果の通知を行った。